

1. 件 名：柏崎刈羽原子力発電所の防火帯に係る面談
2. 日 時：令和4年10月19日 10時30分～11時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階北会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

小林主任安全審査官、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官
核セキュリティ部門 担当者1名

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力調査グループマネージャー 他5名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、今後予定している柏崎刈羽原子力発電所の立入制限区域の見直しに伴う、設置許可申請書等における防火帯の設計方針への影響の有無について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、引き続き資料を確認し、必要に応じて指摘等を行っていく旨を伝えた。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ KK67 設置許可申請書等における防火帯に関する記載内容について
- ・ 防火帯の管理方針について